

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といいます。）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和七年七月十一日

奈良県知事 山下 真

一 実施する免許職種

- 1 学科試験（指導方法及び関連学科）を行う職種
和裁科

- 2 学科試験のうち指導方法のみについて行う職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といいます。）別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

二 試験科目

- 1 和裁科

（一）指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

（二）関連学科

- （1）系基礎学科

裁縫知識、縫製法及び安全衛生

- （2）専攻学科

和裁法及び被服学

- 2 省令別表第十一に掲げる職種（和裁科を除きます。）

指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

三 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受験することができます。

（一）法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者

（二）省令第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

- 2 1に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

（一）拘禁刑以上の刑に処せられた者

（二）職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）	実技試験の全部

免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大 学前期課程を修了したものを含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	実技試験の全部

五 試験日時

令和七年九月十三日（土） 午後一時十分から

六 試験場所

奈良県人権センター（奈良市大安寺一丁目二三番一号）

七 受験申請書の受付期間及び提出先

1 受付期間

令和七年七月二十五日（金）から同年八月十五日（金）まで。ただし、郵送による場合は、令和七年八月十五日までの消印のあるものに限り有効とします。

2 提出先

奈良県産業部人材・雇用政策課

八 提出書類

1 受験申請書

2 写真（申請前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の写真で、大きさは縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

3 受験資格を証する書類

4 学科試験の一部の免除を受けようとする場合は、そのことを証する書類

5 受験票の送付用及び合否結果通知用の封筒二通（宛先を記入し、百十円切手を貼り付けたもの）

九 受験手数料

三千百円

受験手数料の額に相当する奈良県収入証紙を受験申請書に貼ることにより納付してください。

なお、奈良県収入証紙は消印しないでください。

十 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するとともに、必要な事項を通知します。

十一 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とします。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除きます。）は、指導方法に限り合格とします。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除きます。）は、当該学科に限り合格とします。

十二 合格発表等

令和七年九月三十日（火）に、合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示します。また、合否の結果について本人宛て通知します。

十三 その他

受験申請書の用紙は、奈良県産業部人材・雇用政策課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、百十円切手を貼り付けたもの）を同封してください。